3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年12月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年２月15日
北陸地方整備局長　前川　秀和
1　処分をした年月日　平成22年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松島工業株式会社
松嶋　節郎　富山県高岡市戸出町３－１－72
国土交通大臣許可（般－19）第16068号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１７号
岡山市南区福富西３丁目３番28号
債務者　杼山　輝治
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
岡山市南区福富西３丁目３番28号
債務者　杼山　幹雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１５号
広島市安佐南区山本５丁目２番19号
債務者　長谷川幸登
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
京都府宇治市木幡御園52番地の14
債務者　大塚あや子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡根　竜介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
山梨県甲府市山宮町1113番地５
債務者　長田　嘉男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　厚博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
長野県中野市大字西条169番地２
債務者　湯本つゆ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
京都市下京区河原町通五条下る平居町64番地ロイヤル河原町五条601、申立前の住所京都市伏見区三栖町１丁目780番地２　京都伏見アーバンコンフォート612号
債務者　善田　智子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７５号
大阪市城東区成育４丁目６番29号　渡辺マンション202号
債務者　坂原　丈博
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７９号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番30―120号
債務者　澤田　直樹
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４８号
大阪府守口市高瀬町５丁目７番10号
債務者　麻生　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２９号
大阪市此花区朝日１－９－３　２号棟Ａ号室、住民票上の住所大阪市此花区伝法１丁目３番61―1012号
債務者　高内　博文
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森末　尚孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３１号
大阪府四條畷市岡山東５丁目２番70号
債務者　川中　洋二
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９号
大阪府箕面市箕面３丁目２―23―105、住民票上の住所大阪府箕面市桜ケ丘１丁目９番３号
債務者　吉田　伸次
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１号
奈良県高市郡高取町大字市尾977番地
債務者　森岡　俊隆
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今春　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部